

新庄市貨物運送事業者緊急支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大に起因し、原油価格が高止まりを続けている中、燃料価格高騰により大きな影響を受ける運送事業者の方に対し、緊急的な支援として給付金を支給いたします。

1. 対象事業者

○市内に事業所を有する、「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」を営む中小企業者※（個人事業主を含む）の方。

※中小企業者の定義：資本金3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下

2. 対象車両

○対象事業者が市内事業所で使用する運送事業の用に供する緑ナンバー又は黒ナンバーの車両※

※リース契約により使用する車両も含む。

※霊きゅう自動車・被けん引自動車は除く。

3. 給付金額

○一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業：対象車両1台につき 100,000円

○貨物軽自動車運送事業：対象車両1台につき 25,000円

4. 必要書類

①申請書兼請求書（様式第1号）

②市内に対象事業を実施していることが分かる書類（運輸局への登録申請書類等）

③支給対象車両一覧表（任意様式）

④対象車両全ての車検証の写し

⑤振込先口座の写し（口座名義人（カタカナ）の記載されたページ）

※一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の方については、上記②書類として

「令和4年度山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金支給決定通知書」の提出でも可とします。



申請書類のダウンロードはこちら

5. 申請方法及び申請期限

○申請書に必要事項を記載し、押印のうえ上記の必要書類を添えて下記送付先に原則郵送にて提出してください。

申請期限 令和4年9月30日（金）まで※当日消印有効

申請書送付先
（お問い合わせ先）

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市 商工観光課 企業立地・商工振興室
TEL：0233-29-5847 FAX：0233-22-0989